

旧秦荘町人事行政の運営等の状況

旧秦荘町人事行政の運営等の状況を公表します。

(初回公表 平成17年9月20日)

1 給与に関する状況

(1) 人件費の状況(平成16年度普通会計決算)

住民基本台帳人口(16年度末)	7,891人
歳出額(A)	3,844,740千円
実質収支	95,483千円
人件費(B)	742,155千円
人件費率(B/A)	19.3%

(2) 職員給与費の状況(平成17年度一般会計当初予算)

職員数(A)	88人
給料	338,954千円
職員手当	53,528千円
期末勤勉手当	139,345千円
給与費計(B)	531,827千円
一人当たり給与費(B/A)	6,043千円

- 職員手当は、退職手当を除く、通勤・住居・扶養・時間外手当など。
- 給与費には、町長・助役・収入役・議員・各種委員など特別職に支給される給与・報酬などは含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況

時期	ラスパイレス指数
平成16年4月1日現在	91.4
平成15年4月1日現在	94.2
平成14年4月1日現在	94.7

- ラスパイレス指数とは、地方公務員の給与水準を表したもので、国家公務員行政職を基準に指数にしたものです。(国家公務員の給料を100とした場合の秦荘町一般行政職の給料指数)

2 一般職の給料等の状況(平成17年4月1日)

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況

区分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	42歳7月	325,827円
技能労務職	53歳11月	237,677円

(2) 職員の初任給の状況

区分(一般行政職)		初任給	2年後の給料
秦荘町	大学卒	170,700円	184,400円
	高校卒	138,800円	148,500円
国	大学卒	170,700円	184,400円
	高校卒	138,800円	148,500円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

経験年数		10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上
		15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	
一般行政職	大学卒	283,900円	293,600円	－円	387,800円	－円
	短大卒	234,300円	287,300円	－円	365,420円	430,900円
	高校卒	220,850円	225,400円	335,800円	356,400円	399,290円
技能労務職	高校卒	－円	209,400円	188,700円	219,900円	－円
	中学卒	－円	－円	164,700円	219,900円	－円

- 100円未満四捨五入
- 経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合における採用後の年数？

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成17年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	【参考】1年前の構成比
1級	主事補	0人	0.0%	1.5%
2級	主事	10人	15.4%	19.7%
3級	主任	11人	16.9%	15.1%
4級	係長	6人	9.2%	6.1%

5級	総括係長	15人	23.1%	22.7%
6級	課長補佐	11人	16.9%	16.7%
7級	課長	3人	4.6%	12.1%
8級	課長	9人	13.9%	6.1%
計		65人	100.0%	100.0%

- 職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。
- (困難)とは「困難な業務」を示します。

4 職員の手当の状況(平成17年4月1日現在)

(1) 期末・勤勉手当

手当の種類	6月期	12月期	計
期末手当	1.40月分	1.60月分	3.00月分
勤勉手当	0.70月分	0.70月分	1.40月分

- 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり
- 国の制度……町と同じ

(2) 退職手当

退職の理由	自己都合	定年	勸奨
勤続20年	21.00月分	27.30月分	32.76月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	42.12月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分

- その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~20%
- 退職手当は、県内の市町および一部事務組合で組織する滋賀県市町村職員退職手当組合の「滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例」に基づき支給

(3) 調整手当

支給率	2%
支給対象職員割合	100%
支給対象職員1人当たり平均支給月額	6,200円

- 調整手当の月額は、給料・扶養手当の月額合計額に支給率を乗じた額

(4) 時間外勤務手当

平成16年度 総支給額	5,692,065円
-------------	------------

支給対象職員一人当たり平均支給年額	135,525 円
-------------------	-----------

(5) 扶養手当

配偶者	月額 13,500 円
扶養親族(2 人まで)	月額 6,000 円
配偶者が扶養親族でない場合の 1 人目	6,500 円
配偶者のいない職員の場合、扶養親族のうち 1 人目	11,000 円
扶養親族(3 人目以降)	5,000 円

- 満16歳の年度始めからから満22歳の年度末までの子、月額 5,000 円を加算

(6) 住居手当

借家・借間(最高限度額)	月額 27,000 円
持ち家(新築・購入から 5 年)	月額 2,500 円

(7) 通勤手当

ア 自動車などの交通用具使用者

2km以上 5km未満	月額 2,000 円	5km以上 10km未満	月額 4,100 円
10km以上 15km未満	月額 6,500 円	15km以上 20km未満	月額 8,900 円
20km以上 25km未満	月額 11,300 円	25km以上 30km未満	月額 13,700 円
30km以上 35km未満	月額 16,100 円	35km以上 40km未満	月額 18,500 円
40km以上 45km未満	月額 20,900 円	45km以上 50km未満	月額 21,800 円
50km以上 55km未満	月額 22,700 円	55km以上 60km未満	月額 23,600 円
60km以上	月額 24,500 円		

イ 交通機関利用者

1 月当たりの運賃	支給額
55,000 円以下	全額支給
55,000 円を越える	55,000 円 × 支給単位月

- 国の制度……町と同じ

(8) 管理職手当

支給率	10%、13%
支給対象職員割合	35.4%

- 管理職手当は、定められた職の割合に応じて支給

(9)その他の手当

- 宿日直手当など

5 特別職の報酬等の状況(平成17年4月1日現在)

区分	給料・報酬の月額	期末手当
町長	657,000 円	6 月期 1.60 月 12 月期 1.70 月 計 3.30 月
助役	589,000 円	
収入役	560,500 円	
教育長	560,500 円	
議長	280,000 円	
副議長	180,000 円	
議員	160,000 円	

- 平成 17 年 4 月 1 日より給料について、町長 10%、助役・収入役・教育長 5%の削減をしています?

6 部門別職員数の状況

部門	部門内訳	平成 16 年度	平成 17 年度	増減
一般行政部門	議会	2 人	2 人	
	総務企画	22 人	22 人	
	税務	5 人	5 人	
	民生	12 人	12 人	
	衛生	6 人	6 人	
	労働	0 人	0 人	
	農林水産	4 人	4 人	
	商工	1 人	1 人	
	土木	5 人	4 人	▲1 人
	小計	57 人	56 人	▲1 人
特別行政部門	教育	28 人	28 人	
	小計	28 人	28 人	
普通会計計		85 人	84 人	▲1 人
公営企業等会計部門	水道	0 人	0 人	
	下水道	3 人	2 人	▲1 人

	国保	2人	2人	
	介護	1人	1人	
	小計	6人	5人	▲1人
普通会計・特別会計 合計		91人	89人	▲2人

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

1週間の勤務時間	40時間
1日の勤務時間	8時間
勤務時間	8時30分開始 17時15分終了
休憩	12時15分開始 13時00分終了(45分間)
休息	15分間

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成16年分)

総付与日数	3,304日
総取得日数	918.2日
対象職員数	85人
平均取得日数	10.8日
取得率	27.8%

- 「対象職員」とは、平成16年1月1日～12月31日までの全期間を在職した職員で、当該期間の中途に採用された者、退職した者および当該期間中に育児休業、退職の事由がある職員ならびに派遣職員を除く。

(3) 育児休業の取得状況(平成16年度)

性別	取得者数
男性	0人
女性	3人
合計	3人

8 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(平成16年度)

(ア) 職員の意に反する降任・免職の状況

処分の理由	処分の内容	人数
-------	-------	----

勤務実績がよくない場合	降任	0人
	免職	0人
心身の故障のため職務執行に支障がある場合	降任	0人
	免職	0人
職に必要な的確性を欠く場合	降任	0人
	免職	0人
廃職または過員を生じた場合	降任	0人
	免職	0人
合計		0人

(イ) 休職処分の状況

処分の理由	人数
心身の故障のため、長期の休養を要する場合	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人
学術に関する研究等に従事する場合	0人
災害等により行方 不明になった場合	0人
合計	0人

(2) 懲戒処分の状況(平成 16 年度)

処分の内容	人数
免職	0人
停職	0人
減給	0人
戒告	0人
合計	0人

9 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況

- (1) 措置の要求 該当事案なし
(2) 不服申立て 該当事案なし

10 人材育成に関する状況

- (1) 主な研修の実績等

(ア)町独自の研修

名称	目的および概要	参加人数(延べ人数)
人権尊重のまちづくり研修	地域のリーダー、アドバイザーとして人権意識の高揚を目指し、事故能力の向上に努める。住民サービスの向上を目指した職場づくりに努め、職員としての自覚を高め資質向上に努める。	91人

(イ)外部研修機関への派遣研修(滋賀県市町村職員研修センター等)

名称	目的および概要	参加人数(延べ人数)
一般研修 現任職員研修 係長級職員研修	地方自治の現状と課題の認識、行政執行上の知識・技術の習得、業務執行意欲の向上および分権時代を担う行政のプロとしての能力開発を図る。	11人
研修指導者養成研修	講師の養成ならびに研修推進の核となる職員を養成するとともに、受講する職員の資質の向上と自己啓発を目的とする。	3人
実務専門研修 研修管理者研修 財務・会計担当職員研修 他	実務経験の浅い職員を対象に、実務に関する専門的な知識を習得させ、その職務遂行能力を高めることを目的とする。	4人
特別研修 管理職トップセミナー研修 法制講座	自治体を取り巻く状況を再認識するとともに、監督者としての必要な能力の向上を図る。法制実務の基礎を学ぶ。	7人
海外行政調査事業	国際的視野と識見を持った人材を育成し、国際化時代にふさわしい政策形成と、まちづくりに貢献できる職員を養成することを目的とする。	1人
市町村土木技術職員部門研修 (工事検査・道路・下水道初級)	土木担当の技術職員として必要な基礎知識、技術の習得を図り、職務遂行能力の向上を図る。	3人

11 福利厚生に関する状況

(1)福利厚生事業に係る決算額(平成16年度)

福利厚生事業に係る支出額	6,492千円
職員による掛金額	7,916千円

・事業は、財団法人滋賀県市町村職員互助会、秦荘町職員互助会等に委託。